

審 第 1 6 2 6 号
答 申 第 4 8 0 号
平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日付け精医セ第 3 5 9 号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 1 0 号

平成 2 7 年 9 月 2 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 9 月 7
日付け精医セ第 2 8 5 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対
する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成27年9月7日付け精医セ第285号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした部分のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月9日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定する情報一切。それらの添付文書や関連文書も含む。受託許可の簿冊の文書一切。

ただし、実施機関の平成26年11月4日付けの行政文書部分開示決定処分（精医セ第300号）で特定された行政文書を全て除く。

存在する限り全ての年度で。電子メールも含む。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送をお願いいたします。」(以下「本件請求内容」という。)

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、別表に記載した「営利企業等従事許可願について」外27件の文書(以下併せて「本件各対象文書」という。)を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年9月28日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、被疑者氏名を除いて全て開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号にも同条第3号にも該当しない。また、該当したとしても、条例第8条第2号ただし書イロハニ全てに該当し、同条第3号ただし書人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。

実際に、報酬額、謝礼、交通費等や連絡先、担当者等は、他の自治体や独立行政法人等では公開している。報酬額、謝礼、交通費等や連絡先、担当者等は、個人に関する情報に該当せず、旅費や宿泊費といった交通費等は、公になっている情報に該当すると措定している。

それらの自治体や独立行政法人等は、条例第8条第2号と同様の規定があるにもかかわらず、同様の内容について開示決定処分を示したのである。

講義や講演といった営為が、勤務時間外又は休暇取得中に行われたとしても、講演や講義等の依頼者である事業者等も聴衆・受講者等も、報告者の所属する部局の行政施策に関する解説、あるいは携わった職務で得た経験・知見に基づく議論を求め発表を見聞きし、報告者はそれに応えて所属

部局・官職・氏名を明らかにして発表するものである。

したがって、講演会や座談会がいかなる時間帯になされたにせよ、当該営為が職務に係るものであるから、報酬や謝礼や交通費等及び依頼者の連絡先、担当者等は、職務に係る情報に該当し、個人識別情報を理由とする一部不開示は違法・不当である。

生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由は、氏名を伏せれば特定の個人を識別できる情報ではない上に、公にしたからといって、直ちに個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。現に、他の自治体では、監察医務記録に関する情報公開請求に対して、性別及び年齢が何十代かの記載がある文書を公開した。なお、行政文書部分開示決定通知書の別紙2 開示しない部分には記載されていないが、事件番号や事件の概要も不開示となっている。これらも、当然開示すべきであるが、不開示決定を下すのであれば、開示しない部分に明記すべきである。

依頼者の印影は、たとえ公にしたとしても、直ちに印影を偽造されたりして当該法人の財産権及び競争上の地位に不当な不利益を与えるおそれが生ずるとまでは認められない。

3 意見書の要旨

(1) 本件請求内容にもあるとおり、実施機関の平成26年11月4日付けの異議申立人に対する行政文書不開示決定処分(精医セ第300号)で特定された行政文書を請求対象から除いてある。これはただ性質が同一となる一連の行政文書を開示請求して以前に入手した分を重複することのないように記載したものである。ゆえに、前回の同様の開示請求と時期が異なるため、新たに取得又は作成された行政文書のみを特定せよという趣旨であった。

したがって、異議申立人が平成27年4月26日付けで作成し、平成26年11月4日付けで精医セ第300号による行政文書部分開示決定処分及び平成26年12月22日付け精保セ第355号による行政文書部分開示決定処分について一括で提出した意見書及び資料をこれに代替することとする。

(2) ただし、上記の意見書に加えて、以下のことを新たに主張する。

千葉地裁判決2004年11月25日(〇〇〇〇裁判長)によると、我が国の内閣総理大臣の地位にある人物が靖国神社に参拝した際に「記帳や献花にあえて『内閣総理大臣』の肩書を記載した」ことなどを踏まえて「外形的に職務行為にあたらぬように配慮して行動した形跡がうかがえない。客観的に見て職務に当たる」と認定した。したがって、千葉県精神科医療センター職員であることを表示して講演等を行うことは、職務であり、その職務の対価として獲得した報酬の価額は、条例第8条第2号に該当しないか、又は、たとえ該当したにせよ、同号ただし書ハに該当する。また、行政の説明責任の観点から公表慣行があると言え、さらに、上記判例から同号ただし書イにも該当する。

第4 実施機関の説明要旨

1 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、別表に掲げる行政文書を特定した。

なお、特定した文書は平成26年11月4日付け精医セ第300号で決定した文書を除くため、平成26年度から平成27年度までのものであった。

2 対象文書の内容

本件各対象文書は、「営利企業等の従事制限に関する規則」(昭和40年千葉県人事委員会規則第18号。以下「人事委員会規則」という。)及び「営利企業等の従事制限に関する規則の運用について」(昭和48年人委給第269号通知)に基づき、職員の営利企業等従事許可を行ったものである。

営利企業等の従事制限については、地方公務員法第38条において「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されている。なお、営利企業への従事は、前述の人事委員会規則等により限定的に認められている。

また、医療従事者に係る営利企業等従事許可については、前述の人事委員会規則のほか、「勤務時間外における医療従事者の営利企業等従事許可の基準」に基づき、従事許可を行っており、医師や看護師などの医療従事者は、公務に支障が生じないことを前提として、当該業務に従事することが認められている。

本件各対象文書は、その届出及び許可の手続の際に作成された文書であり、対象文書として特定した。

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

不開示理由を再検討した結果、下記アからウについての本号該当性については、以下のとおりである。

ア 報酬額、謝礼、交通費等

対象文書は、上記2の説明のとおり、公務員である精神科医療センター職員の受託許可に関するものであることから、当該職員の氏名等や受託許可願の内容等は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し開示となる。

しかしながら、報酬額、謝礼、交通費等は、当該職員が公務以外の業務により得たものであり、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。また、当該職員の氏名と併せて更に、報酬額、謝礼、交通費等を開示することは、当該職員の公務とは関係ない保護すべき個人情報 を明らかにすることとなり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めた本号の趣旨に反することとなる。

そして、報酬額、謝礼、交通費等は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、また人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもない。また、食糧費の支出を伴う懇談会及び説明会等に係る情報でもないことから、条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニにも該当しない。

したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を

識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第8条第2号に該当する情報である。

イ 連絡先、担当者等

当該情報は、法人等の担当者の連絡先、氏名等であり、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものに該当する。そして、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しないため、同号に該当する情報である。

ウ 被疑者の生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由

これらの情報は、千葉県精神科医療センター職員が、裁判所から鑑定業務等を依頼された際に、当該業務に係る資料として添付されていたものであり、鑑定対象者となった個人の情報である。

生年月日は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものに該当する。そして、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しないため、同号に該当する情報である。

罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由については、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。そして、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しないため、同号に該当する情報である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

依頼者の印影は、千葉県精神科医療センター職員に業務を依頼してきた法人等の印影である。当該情報は、当該法人が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、特別の管理をしているものと推認され、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。そして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではない。

4 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、報酬額、謝礼、交通費、連絡先、担当者等は、他の自治体等においては、条例と同様の規定があるにもかかわらず、公開する等、千葉県とは異なる扱いをしている旨を主張している。

しかしながら、開示に係る行政文書に記録された情報が、不開示情報に該当するかどうかの本県における判断は、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第8条各号の【趣旨】及び【解釈及び運用】に照らし、個別具体的に行うものであり、この判断の個別具体的な理由については、上記3で説明したとおりである。

- (2) 異議申立人は、受託許可を受けて職員が行った講義等は、勤務時間外に行ったものであるとしても、公務員として従事してきた職務から得た経験であるために依頼され、またその肩書をもって行うものであるため、これら業務は職務の遂行にあたるとする。そのため、異議申立人は、これに関わる情報（報酬額、謝礼、交通費、依頼者の連絡先・氏名等）は、職務の遂行に係る情報であり、開示対象となる旨主張する。

しかし、実施機関において当該情報を不開示とした情報は、勤務時間外に行った業務であるためではなく、職員が公務以外の業務により得た報酬額、謝礼、交通費等であり、不開示とした理由は、上記3（1）アのとおりである。

- (3) 異議申立人は、①受託許可申請書類に添付されている生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由につき、個人を識別できる情報ではなく、また、②公にしても直ちに個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため、開示すべきとする。さらに、③他の自治体ではこれに類した情報を公開したため、千葉県も開示すべきであると主張している。

しかしながら、「生年月日」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当する。また、「罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由」は、鑑定の対象となった個人の心身の情報等、他人には知られたくない機微に渡る情報であり、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する

おそれがある情報に該当する。なお、他の自治体との対応の違いについては、上記（１）で説明したとおりである。

- （４）異議申立人は、事件番号、事件の概要等も不開示となっているが、それにもかかわらず、「開示しない部分」として明記されていないことを指摘している。

だが、これらの部分については、対象文書そのものが最初から黒塗りされていた部分であり、本件請求に対し、不開示情報に該当するとして判断し黒塗りした部分ではない。

以上より、異議申立人の主張には理由がない。

第５ 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

１ 本件各対象文書及び不開示部分について

本件各対象文書は、地方公務員法第３８条の規定により、実施機関の職員が、営利企業等の事務に従事しようとする際、任命権者の許可を受けるために作成した起案文書であり、①起案文書、②営利企業等従事許可願、③営利企業等からの依頼文書、④精神科医療センター長から病院局長への副申、⑤営利企業等従事許可願についての通知文書、⑥営利企業等への承諾書及び⑦その他関連文書で構成されている（ただし、起案ごとに構成書類は異なる。）。

実施機関は、本件各対象文書のうち、別表の実施機関が不開示とした部分欄に記載した各情報について、次の理由により不開示とした。

（１）報酬額、謝礼、交通費等

条例第８条第２号に該当する。報酬等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報ではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

（２）連絡先、担当者等

条例第８条第２号に該当する。担当者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。

(3) 被疑者氏名、生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由

条例第8条第2号に該当する。氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。鑑定事項等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報ではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(4) 依頼者の印影

条例第8条第3号に該当する。依頼者の印影は、法人の事業活動における内部管理に属する情報が記録されており、公にすることにより、印影の偽造等が可能となり、当該法人の財産権及び競争上の地位に不利益を与えるおそれがあるため。

2 本件決定の妥当性について

そこで、不開示部分ごとに実施機関が行った本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 報酬額及び謝礼について

ア 職員が営利企業等の事務に従事する場合、地方公務員法第38条及び人事委員会規則に基づき、当該営利企業が職員の占める職と密接な利害関係がないこと、職務の遂行に支障がないこと、公務員の信用を失墜するおそれがないことなどを許可の基準としていることからすれば、これらの判断の透明性を確保する観点から当該職員の権利利益を害するおそれがない限り、実施機関の職員の営利企業等に従事した当該事務に係る情報は、できるだけ開示されるべきである。

イ しかしながら、報酬額、謝礼、謝金の各部分には、いずれも当該職員が営利企業等への従事許可を受けて行う事務を遂行することで受け取る報酬等の金額（以下「報酬額等」という。）が記載されていることが認められ、報酬額等は、営利・非営利法人さらには官公庁で従事する場合を問わず、当該職員の所得を構成する私事に関する情報で、通常他人に知られたくないものであることから、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第2号本文後段に該当する。

ウ この点、異議申立人は、製薬会社のホームページで、講演をした人物の「謝金」が公開されており、本件各対象文書のうち製薬会社からの「謝金」は慣行として公にされている旨を主張するが、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、製薬会社からの「謝金」に関する情報は、必要事項を入力して製薬会社に申請し、製薬会社の判断を経て初めて閲覧できるものであり、これらの手続に鑑みれば、慣行として公にされているとまではいえず、同号ただし書イに該当しない。

そして、上記イのとおり、報酬額等は、私事に関する情報であるため、職務遂行情報には該当せず、同号ただし書ハに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が報酬額等を不開示としたことは、妥当である。

(2) 交通費等について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、交通費、宿泊費、旅費の各部分（以下「交通費等」という。）には、関係する団体が費用を負担するかどうか記載されていることが認められる。

実施機関は、交通費等を不開示としているが、交通費等は、これらを開示しても当該職員の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第2号に該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした交通費等は、開示すべきである。

(3) 連絡先について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、株式会社の従業員のメールアドレス（以下「民間職員のメールアドレス」という。）及び公務員が公務として割り振られ使用するメールアドレス（以下「公務員のメールアドレス」という。）の部分には、それぞれ個人の連絡先が記載されていることが認められる。

ア 民間職員のメールアドレスについて

民間職員のメールアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第8条第2号ただし書イには該当

しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が民間職員のメールアドレスを不開示としたことは、妥当である。

イ 公務員のメールアドレスについて

公務員のメールアドレスが、県の機関等の内部での連絡に供されている場合、これが公になった場合にはいたずらや偽計等に使用される可能性が否定できず、その上、迷惑メールに添付されたウイルスによるシステム障害や情報の漏出等が発生していることを勘案すれば、情報セキュリティの観点からもこれを開示することは適当ではない。

そのため、一般に公務員のメールアドレスは、公にすることにより、当該公務員の所属する機関の事務事業に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

もっとも、当該機関が公務員のメールアドレスを自ら広く一般にホームページ等で公開している場合、その他業務の性質上広く一般に公開されることが前提の場合にはこの限りではない。

そこで、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件では公務員のメールアドレスを、当該機関が自ら広く一般に公開しているとは認められなかった。

そうすると、公務員のメールアドレスを公にすると、当該公務員の所属する機関の事務事業に支障が生ずるおそれがあるというべきであり、実施機関が主張する、条例第8条第2号該当性について検討するまでもなく、実施機関が不開示とした公務員のメールアドレスは、条例第8条第6号柱書に該当する。

したがって、本件において、実施機関が公務員のメールアドレスを不開示としたことは、妥当である。

(4) 担当者等について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、営利企業等への従事の依頼文書発出者の氏名（以下「依頼文書発出者の氏名」という。）、公務員（国の施設等機関の職員）の名字（以下「公務員である連絡担当者

の名字」という。)、民間職員である連絡担当者の氏名(名字のみも含む。以下「民間職員である連絡担当者の氏名」という。)、新潟県立精神医療センターに係る検討委員会に出席した者の氏名(以下「検討委員会出席者の氏名」という。)、精神科訪問看護研修会に講師として出席した者の職及び氏名(以下「精神科訪問看護研修会講師の職及び氏名」という。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)の規定により精神鑑定を受ける人物の氏名(以下「医療観察法の対象者の氏名」という。)並びに精神保健審判員の氏名の部分には、それぞれ個人の氏名が記載されていることが認められる。

ア 依頼文書発出者の氏名について

法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報として不開示事由が規定されていると解するのが相当であり、このような情報には、法人等の代表者に準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報が含まれる。

本件各対象文書において、営利企業等から実施機関の職員への事務の従事依頼は、依頼文書の発出者が個人として依頼したのではなく、当該営利企業等を代表して依頼しているものであり、当該営利企業の行為そのものといえることができる。

以上のことから、営利企業等への従事の依頼文書等に記載された依頼文書発出者の氏名は、条例第8条第3号の法人等情報として開示不開示の判断を行うことを相当とするところ、これらの情報を開示しても営利企業への従事を依頼した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

また、同号ロにも該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした依頼文書発出者の氏名は、開示すべきである。

イ 公務員である連絡担当者の名字及び精神保健審判員の氏名について

公務員である連絡担当者の名字及び精神保健審判員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

公務員である連絡担当者の名字は、研修会講師についての事務連絡文書に記載されており、精神保健審判員は裁判所の非常勤職員であり当該人物の氏名は、鑑定命令書に記載されていることから、これらの情報は公務員が担任する職務を遂行する際の氏名と認められ、同号ただし書ハに該当する。

したがって、実施機関が不開示とした公務員である連絡担当者の名字及び精神保健審判員の氏名は、開示すべきである。

ウ 民間職員である連絡担当者の氏名について

営利企業等への従事の依頼文書等に記載された連絡担当者の氏名は、当該法人に勤務し、職務に従事する個人を示す情報に過ぎず、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が民間職員である連絡担当者の氏名を不開示としたことは、妥当である。

エ 検討委員会出席者の氏名について

検討委員会出席者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、検討委員会出席者の氏名は、当該機関のホームページで公表されていなかった。

また、当該機関は、検討委員会出席者の氏名を外部には公表しておらず、検討委員会の委員については非常勤の公務員として依頼しているものではないことから、条例第8条第2号ただし書イ及びハには

該当しない。

そして、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が検討委員会出席者の氏名を不開示としたことは、妥当である。

オ 精神科訪問看護研修会講師の職及び氏名について

精神科訪問看護研修会のプログラムに記載された精神科訪問看護研修会講師の職及び氏名については、民間職員が研修会に講師として参加したことを示す情報である。これらの情報は、民間職員の社会活動に関する情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、当該研修会のプログラムが〇〇〇〇〇〇〇のホームページで現在公表されていることは確認できず、また、当該研修会開催当時に公表されていたことが必ずしも明らかではないため、研修会出席者の職及び氏名は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認め難いことから、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

また、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が精神科訪問看護研修会講師の職及び氏名を不開示としたことは、妥当である。

カ 医療観察法の対象者の氏名について

医療観察法の対象者の氏名は、医療観察法に基づき精神鑑定を受ける人物の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が医療観察法の対象者の氏名を不開示

としたことは、妥当である。

(5) 被疑者氏名、生年月日、罪名、鑑定事項及び鑑定を必要と認めた理由について

被疑者氏名、生年月日、罪名、鑑定事項及び鑑定を必要と認めた理由は、鑑定嘱託書又は簡易鑑定嘱託書に記載されているものであるが、鑑定嘱託書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するため、同項の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用除外となることから、条例第32条の規定により、条例は適用されない。

また、簡易鑑定嘱託は、刑事訴訟の実務上用いられているもので、鑑定嘱託と同様起訴前に検察官からの嘱託によって行われることから、刑事訴訟の過程における一連のものと評価でき、両者は性質を異にするものではないと思料されるため、簡易鑑定嘱託書も刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、上記と同様に条例は適用されない。

そうすると、実施機関は、当該文書を特定して部分開示を行っているが、当該文書は条例の規定が適用除外となる文書であるから、それを理由として全部不開示とするべきものである。

したがって、当審査会は、当該文書の部分開示決定の妥当性については判断しない。

(6) 依頼者の印影について

実施機関は、一般社団法人の理事長印（以下「代表者の印影」という。）及び株式会社の社印を不開示としている。

ア 代表者の印影について

代表者の印影は、当該文書が、法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印影が偽造等

されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

もっとも、刷り込みの代表者の印影等広く流通することを前提に作成された代表者の印影等は、条例に基づく開示以外にも広く目に触れる機会があると推認されるため、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

この点、本件各対象文書に含まれる内容は、営利企業等から実施機関の職員への講演等の依頼文であり、精神科医療センターという特定の提出先に宛てた文書であることから、当該文書に記載の代表者の印影は、条例に基づく開示以外にも、広く目に触れる機会があるものとは推認できず、条例第8条第3号イに該当し、ただし書には該当しない。

したがって、実施機関が代表者の印影を不開示としたことは、妥当である。

イ 株式会社の社印について

株式会社の社印は、認証的機能を補完する意味で代表者の印と同時に押印されるのが一般的であるが、見積書等の軽易な書類にも往々にして押印されるものであり、これを開示しても営利企業への従事を依頼した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

また、同号ロにも該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした株式会社の社印は、開示すべきである。

3 対象文書の特定について

異議申立人は、異議申立書において、本件請求内容に係る対象文書が特定漏れである旨主張している。

そこで、本件請求内容に係る行政文書の存在について、当審査会が事務局職員をして実施機関の書庫及び受託許可の簿冊内の探索を行わせたところ、本件各対象文書以外には本件請求内容に係る行政文書は確認できなかった。

したがって、実施機関は、本件各対象文書以外の行政文書は保有していないものと認められる。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした部分のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月13日	諮問書の受理
平成27年12月25日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月26日	異議申立人の意見書の受理
平成28年10月28日	審議
平成29年 2月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授	部会長職務代理者

(五十音順)